

医政発0901第8号
平成22年9月1日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長



医師法施行規則の一部を改正する省令について（通知）

医師法施行規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令0819第5号。以下「改正省令」という。）については、本日公布され、同日施行されます。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、御了知いただくとともに、所管の保健所等に対して、必要な周知が図られるよう御配慮願います。

なお、医師、歯科医師及び薬剤師の調査の実施通知については、別途、10月下旬に送付する予定をしております。

記

近年、医師の診療科間の偏在や地域間の偏在が重要な課題となっていることから、当該偏在の状況を把握することができるよう、医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第2号書式（医師届出票）に「取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名」に関する事項を追加するものである。



以上



(参考)

- 別添1 医師法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令0819第5号）
- 別添2 医師法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○厚生労働省令〇八一九第五号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第六条第三項の規定に基づき、医師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年 九月 一日

医師法施行規則の一部を改正する省令

医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。
第二号書式を次のように改める。

厚生労働大臣 長妻 昭



医師届出票

第二号書式 (第六条関係)

(年12月31日現在)

(1) 住所	〒□□□-□□□□				
	都道 府県	市 郡	区	町 村	番地 番 号
(2) 氏名	ふりがな			電話	市外局番 (— —)
(3) 性別	1 男 ・ 2 女		(4) 生年月日	1 2 3 4	平成 昭 和 大 正 明 治
(5) 医登録番号	第	号	(6) 医籍登録年月日	1 2 3 4	平成 昭 和 大 正 明 治
(7) 主に従事している施設及び業務の種類 業務の種類別の1から15までのうち一つを○で囲むこと。	施設の種別		業務の種類別		
	診療所		1 診療所の開設者又は法人の代表者 2 診療所の勤務者		
	病院 (医育機関附属の病院を除く。)		3 病院の開設者又は法人の代表者 4 病院の勤務者		
	医育機関		5 医育機関の臨床系の教官又は教員 6 医育機関の臨床系の勤務者で5以外の者又は大学院生 (医員、臨床研修医、臨床系の大学院生、その他) 7 医育機関の臨床系以外の勤務者又は大学院生		
	介護老人保健施設		8 介護老人保健施設の開設者又は法人の代表者 9 介護老人保健施設の勤務者		
	上記以外の施設		10 医育機関以外の教育機関又は研究機関の勤務者 11 行政機関の従事者 12 10及び11以外の産業医 13 上記以外の保健衛生業務の従事者		
	その他		14 その他の業務の従事者 15 無職の者		
(8) 主たる業務内容 (7)欄の1から13までのいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	最も長時間従事している業務内容を○で囲むこと。 1 診療 2 教育・研究 3 管理 4 産業医業務 5 その他				
(9) 従事先の名称 (7)欄の1から13までのいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	ふりがな			電話	市外局番 (— —)
(10) 従事先の所在地 (7)欄の1から13までのいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。	〒□□□-□□□□				
	都道 府県	市 郡	区	町 村	
(11) 従事する診療科名等 (7)欄の1から6までのいずれかを○で囲んだ者のみが記入すること。 また、二つ以上○で囲んだ者は右欄に主たる診療科名の番号を1つ記入のこと。	I	01 内科 04 消化器内科(胃腸内科) 07 糖尿病内科(代謝内科) 10 アレルギー科 13 小児科	02 呼吸器内科 05 腎臓内科 08 血液内科 11 リウマチ科 14 精神科	03 循環器内科 06 神経内科 09 皮膚科 12 感染症内科 15 心療内科	
	II	16 外科 19 乳腺外科 22 泌尿器科 25 整形外科 28 眼科 31 産婦人科	17 呼吸器外科 20 気管食道外科 23 肛門外科 26 形成外科 29 耳鼻いんこう科 32 産科	18 心臓血管外科 21 消化器外科(胃腸外科) 24 脳神経外科 27 美容外科 30 小児外科 33 婦人科	
	III	34 リハビリテーション科 37 病理診断科	35 放射線科 38 臨床検査科	36 麻酔科 39 救急科	
	IV	40 臨床研修医	41 全科		
	V	42 その他、()			

主たる診療科名の番号(1つ)

<p>(12) 取得している広告可能な医師の専門性に関する資格名</p> <p>取得しているすべての資格名の番号を○で囲むこと。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="368 136 459 360">I</td> <td data-bbox="459 136 790 360"> 01 総合内科専門医 04 消化器病専門医 07 神経内科専門医 10 血液専門医 13 リウマチ専門医 16 心療内科専門医 </td> <td data-bbox="790 136 1120 360"> 02 呼吸器専門医 05 腎臓専門医 08 糖尿病専門医 11 皮膚科専門医 14 感染症専門医 </td> <td data-bbox="1120 136 1508 360"> 03 循環器専門医 06 肝臓専門医 09 内分泌代謝科専門医 12 アレルギー専門医 15 小児科専門医 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 360 459 555">II</td> <td data-bbox="459 360 790 555"> 17 外科専門医 20 乳腺専門医 23 泌尿器科専門医 26 形成外科専門医 29 小児外科専門医 </td> <td data-bbox="790 360 1120 555"> 18 呼吸器外科専門医 21 気管食道科専門医 24 脳神経外科専門医 27 眼科専門医 30 産婦人科専門医 </td> <td data-bbox="1120 360 1508 555"> 19 心臓血管外科専門医 22 消化器外科専門医 25 整形外科専門医 28 耳鼻咽喉科専門医 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 555 459 645">III</td> <td data-bbox="459 555 790 645"> 31 リハビリテーション科専門医 34 病理専門医 </td> <td data-bbox="790 555 1120 645"> 32 放射線科専門医 35 救急科専門医 </td> <td data-bbox="1120 555 1508 645"> 33 麻酔科専門医 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 645 459 936">IV</td> <td data-bbox="459 645 790 936"> 36 超音波専門医 39 老年病専門医 42 漢方専門医 45 核医学専門医 48 ペインクリニック専門医 51 がん薬物療法専門医 54 小児神経専門医 </td> <td data-bbox="790 645 1120 936"> 37 細胞診専門医 40 消化器内視鏡専門医 43 レーザー専門医 46 大腸肛門病専門医 49 熱傷専門医 52 周産期(新生児)専門医 55 一般病院連携精神医学専門医 </td> <td data-bbox="1120 645 1508 936"> 38 透析専門医 41 臨床遺伝専門医 44 気管支鏡専門医 47 婦人科腫瘍専門医 50 脳血管内治療専門医 53 生殖医療専門医 </td> </tr> </table>	I	01 総合内科専門医 04 消化器病専門医 07 神経内科専門医 10 血液専門医 13 リウマチ専門医 16 心療内科専門医	02 呼吸器専門医 05 腎臓専門医 08 糖尿病専門医 11 皮膚科専門医 14 感染症専門医	03 循環器専門医 06 肝臓専門医 09 内分泌代謝科専門医 12 アレルギー専門医 15 小児科専門医	II	17 外科専門医 20 乳腺専門医 23 泌尿器科専門医 26 形成外科専門医 29 小児外科専門医	18 呼吸器外科専門医 21 気管食道科専門医 24 脳神経外科専門医 27 眼科専門医 30 産婦人科専門医	19 心臓血管外科専門医 22 消化器外科専門医 25 整形外科専門医 28 耳鼻咽喉科専門医	III	31 リハビリテーション科専門医 34 病理専門医	32 放射線科専門医 35 救急科専門医	33 麻酔科専門医	IV	36 超音波専門医 39 老年病専門医 42 漢方専門医 45 核医学専門医 48 ペインクリニック専門医 51 がん薬物療法専門医 54 小児神経専門医	37 細胞診専門医 40 消化器内視鏡専門医 43 レーザー専門医 46 大腸肛門病専門医 49 熱傷専門医 52 周産期(新生児)専門医 55 一般病院連携精神医学専門医	38 透析専門医 41 臨床遺伝専門医 44 気管支鏡専門医 47 婦人科腫瘍専門医 50 脳血管内治療専門医 53 生殖医療専門医
I	01 総合内科専門医 04 消化器病専門医 07 神経内科専門医 10 血液専門医 13 リウマチ専門医 16 心療内科専門医	02 呼吸器専門医 05 腎臓専門医 08 糖尿病専門医 11 皮膚科専門医 14 感染症専門医	03 循環器専門医 06 肝臓専門医 09 内分泌代謝科専門医 12 アレルギー専門医 15 小児科専門医														
II	17 外科専門医 20 乳腺専門医 23 泌尿器科専門医 26 形成外科専門医 29 小児外科専門医	18 呼吸器外科専門医 21 気管食道科専門医 24 脳神経外科専門医 27 眼科専門医 30 産婦人科専門医	19 心臓血管外科専門医 22 消化器外科専門医 25 整形外科専門医 28 耳鼻咽喉科専門医														
III	31 リハビリテーション科専門医 34 病理専門医	32 放射線科専門医 35 救急科専門医	33 麻酔科専門医														
IV	36 超音波専門医 39 老年病専門医 42 漢方専門医 45 核医学専門医 48 ペインクリニック専門医 51 がん薬物療法専門医 54 小児神経専門医	37 細胞診専門医 40 消化器内視鏡専門医 43 レーザー専門医 46 大腸肛門病専門医 49 熱傷専門医 52 周産期(新生児)専門医 55 一般病院連携精神医学専門医	38 透析専門医 41 臨床遺伝専門医 44 気管支鏡専門医 47 婦人科腫瘍専門医 50 脳血管内治療専門医 53 生殖医療専門医														
<p>(13) 本届出票の活用に対する同意確認</p>	<p>各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した情報の全部又は一部を、従事先の所在地の都道府県に提供されることに同意する場合には、右欄に○を付けること。</p> <table border="1" data-bbox="1281 947 1430 1048"> <tr> <td>同意欄</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table>	同意欄															
同意欄																	
<p>(14) 備考</p>																	

提出期限
翌年1月15日

附 則

この省令は、平成二十二年九月一日から施行する。

医師法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
○医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）

改正案

現行

医師届出票

第二号書式（第八次改正）
年12月31日現在

医師届出票

第一号書式（第八次改正）
年12月31日現在

(1) 住所	〒□□□-□□□□ 都道府県 市区町村	支店	〒□□□-□□□□ 都道府県 市区町村
(2) 氏名	姓 名	市外局番	電話
(3) 性別	1 男 2 女	(4) 生年月日	年 月 日
(5) 医師番号	第(6)号 年 月 日	1 第1号 2 第2号 3 第3号	年 月 日
(7) 主任医として 業務の開始	診療所の種別 1 診療所の開設者又は法人の代表者 2 診療所の勤務者 3 病院の勤務者又は法人の代表者 4 病棟の勤務者 5 医務長 6 医務長補佐 7 医務長候補者 8 介護老人保健施設等の勤務者 9 介護老人保健施設等の勤務者又は研究機関の勤務者 10 介護老人保健施設等の勤務者 11 10以外の保健施設等の勤務者 12 10以外の保健施設等の勤務者 13 10以外の保健施設等の勤務者 14 10以外の保健施設等の勤務者 15 10以外の保健施設等の勤務者 16 10以外の保健施設等の勤務者	診療所の種別 1 診療所の開設者又は法人の代表者 2 診療所の勤務者 3 病院の勤務者又は法人の代表者 4 病棟の勤務者 5 医務長 6 医務長補佐 7 医務長候補者 8 介護老人保健施設等の勤務者 9 介護老人保健施設等の勤務者又は研究機関の勤務者 10 介護老人保健施設等の勤務者 11 10以外の保健施設等の勤務者 12 10以外の保健施設等の勤務者 13 10以外の保健施設等の勤務者 14 10以外の保健施設等の勤務者 15 10以外の保健施設等の勤務者 16 10以外の保健施設等の勤務者	診療所の種別 1 診療所の開設者又は法人の代表者 2 診療所の勤務者 3 病院の勤務者又は法人の代表者 4 病棟の勤務者 5 医務長 6 医務長補佐 7 医務長候補者 8 介護老人保健施設等の勤務者 9 介護老人保健施設等の勤務者又は研究機関の勤務者 10 介護老人保健施設等の勤務者 11 10以外の保健施設等の勤務者 12 10以外の保健施設等の勤務者 13 10以外の保健施設等の勤務者 14 10以外の保健施設等の勤務者 15 10以外の保健施設等の勤務者 16 10以外の保健施設等の勤務者

(1) 住所	〒□□□-□□□□ 都道府県 市区町村	支店	〒□□□-□□□□ 都道府県 市区町村
(2) 氏名	姓 名	市外局番	電話
(3) 性別	1 男 2 女	(4) 生年月日	年 月 日
(5) 医師番号	第(6)号 年 月 日	1 第1号 2 第2号 3 第3号	年 月 日
(7) 主任医として 業務の開始	診療所の種別 1 診療所の開設者又は法人の代表者 2 診療所の勤務者 3 病院の勤務者又は法人の代表者 4 病棟の勤務者 5 医務長 6 医務長補佐 7 医務長候補者 8 介護老人保健施設等の勤務者 9 介護老人保健施設等の勤務者又は研究機関の勤務者 10 介護老人保健施設等の勤務者 11 10以外の保健施設等の勤務者 12 10以外の保健施設等の勤務者 13 10以外の保健施設等の勤務者 14 10以外の保健施設等の勤務者 15 10以外の保健施設等の勤務者 16 10以外の保健施設等の勤務者	診療所の種別 1 診療所の開設者又は法人の代表者 2 診療所の勤務者 3 病院の勤務者又は法人の代表者 4 病棟の勤務者 5 医務長 6 医務長補佐 7 医務長候補者 8 介護老人保健施設等の勤務者 9 介護老人保健施設等の勤務者又は研究機関の勤務者 10 介護老人保健施設等の勤務者 11 10以外の保健施設等の勤務者 12 10以外の保健施設等の勤務者 13 10以外の保健施設等の勤務者 14 10以外の保健施設等の勤務者 15 10以外の保健施設等の勤務者 16 10以外の保健施設等の勤務者	診療所の種別 1 診療所の開設者又は法人の代表者 2 診療所の勤務者 3 病院の勤務者又は法人の代表者 4 病棟の勤務者 5 医務長 6 医務長補佐 7 医務長候補者 8 介護老人保健施設等の勤務者 9 介護老人保健施設等の勤務者又は研究機関の勤務者 10 介護老人保健施設等の勤務者 11 10以外の保健施設等の勤務者 12 10以外の保健施設等の勤務者 13 10以外の保健施設等の勤務者 14 10以外の保健施設等の勤務者 15 10以外の保健施設等の勤務者 16 10以外の保健施設等の勤務者

(傍線の部分は改正部分)

(12) 取組している圧号 可成り医師の専門 性に對する選抜を 行なうこととする。	I	01 総合内科専門医	02 呼吸器専門医	03 皮膚科専門医		
		04 消化器内科専門医	05 腎臓専門医	06 泌尿器専門医		
	07 泌尿器内科専門医	08 腫瘍内科専門医	09 内分泌代謝科専門医	10 血液専門医		
	11 皮膚科専門医	12 プラスチック専門医	13 リウマチ専門医	14 感染症専門医		
	15 小児科専門医	16 心療内科専門医	17 外科専門医	18 呼吸器外科専門医		
	19 心臓血管外科専門医	20 泌尿器外科専門医	21 乳腺外科専門医	22 消化器外科専門医		
	23 泌尿器外科専門医	24 消化器外科専門医	25 整形外科専門医	26 形成外科専門医		
	27 小児外科専門医	28 皮膚科専門医	29 小児外科専門医	30 産婦人科専門医		
	31 リハビリテーション科専門医	32 放射線科専門医	33 放射線科専門医	34 救急専門医		
	35 救急科専門医	36 救急科専門医	37 救急科専門医	38 救急科専門医		
	39 救急科専門医	40 消化器外科専門医	41 救急科専門医	42 救急科専門医		
	43 レーザー専門医	44 救急科専門医	45 救急科専門医	46 大腸肛門科専門医		
	47 婦人科専門医	48 ベンチリニック専門医	49 救急科専門医	50 救急科専門医		
	51 救急科専門医	52 救急科 (救急) 専門医	53 救急科専門医	54 小児科専門医		
	55 救急科専門医					
(13) 本届出業の 活用に対する 回答欄	<p>各都道府県における医師確保対策の検討等に活用するため、本届出業に 所屬した情報の全部又は一部を、従事者の所在地の都道府県に提供される ことに同意する場合は、右欄に○を付けること。</p>					
(14) 備 考	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 50px; height: 20px;"></td> <td style="width: 50px; height: 20px; text-align: center;">同意欄</td> </tr> </table>					同意欄
	同意欄					

届出票
番号18158